

令和2年8月31日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年8月31日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 42 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 43 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 44 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 45 号 非農地証明申請について
- 議案第 46 号 非農地通知の決定について
- 議案第 47 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

出席委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|-------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 3 番 谷 新子 | 4 番 宮脇 和幸 |
| 5 番 横段 登 | 6 番 高本 光之 | 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 |
| 13 番 長迫 秀 | 14 番 新田 隆次 | 15 番 灰原 松二 | 16 番 椋開地 省二 |
| 17 番 本末 満 | 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | |

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 谷委員、4番 宮脇委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「非農地通知の決定について」、資料2「呉農業振興地域整備計画変更理由書」を送付しています。本日配布した資料は、資料3「農地台帳に関する調査」、「推進委員名簿」、「身分証明書」、「農業委員会だより」及び「JA広島ゆたか広報第155号」を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番、2番、3番は、借人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字上条〇〇〇番〇、地目は田、面積は226㎡、2番の申請地は、苗代町字上条〇〇〇番、地目は田、面積は524㎡、3番の申請地は、苗代町字岡条〇〇〇番、地目は田、面積は1,752㎡で、農地区分はすべて第2種農地です。申請の事由につきましては、使用貸人は高齢で労力不足により耕作困難なため、使用借人の要望により貸し付けるもので、使用借人は、申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、125アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：5番 横段です。貸人は3人も高齢で、借人は41歳の新進気鋭の若いやる気のある方です。申請地は、苗代の平地の広がっているところで、条件も良く、これから野菜を作るといふことで、期待をしています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：なし。

議長：ないようですので、1番から3番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から3番は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町先奥2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は304㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、市外に居住しており耕作困難なため申請地近くに居住する親族である譲受人に譲り渡し、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画につきましては、野菜を作付けする予定です。経営面積につきましては、現在の耕作面積だけで39アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。譲受人が、89歳と高齢で心配していましたが、足腰も達者で大丈夫だと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町内海南6丁目〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は田、面積は合計で1,506㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が15アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、非常にきれいな状態で耕作されており、譲受人は、研究熱心な方で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、下蒲刈町下島字岡谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,158㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、農業経験がなく耕作できないため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は、自宅近くの申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、果樹を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約34アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、下蒲刈町外の方が相続し、荒れてしまうことを心配していましたが、自宅が近い譲受人が買い受け、耕作するというので、安心しています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番、2番、3番は、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字井目木川西浜〇〇番〇、地目は田、面積は487㎡の第2種農地です。転用の目的は、農業用倉庫及び作業場等として使用するものです。規模等につきましては、農業用倉庫2棟185㎡、作業場及び通路を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、すでに農業用倉庫等は建築されており、始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。2番の申請地は、倉橋町字井目木川西浜〇〇番〇、地目は畑、面積は315㎡の第2種農地です。転用の目的は、農業用倉庫及び駐車場等として使用するものです。規模等につきましては、農業用倉庫1棟176㎡、荷捌き場100㎡、大型車両用駐車場1区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、すでに農業用倉庫等は建築されており、始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。3番の申請地は、倉橋町字井目木川西浜〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計306

m²の第2種農地です。転用の目的は、通路として使用するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、すでに進入路として整備されており、始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。なお、1番から3番の申請地は、いずれも農振農用地区域に指定されていましたが、本年3月に指定解除されております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、平成元年頃から農業用倉庫が建てられていますが、農業振興のためには、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番から3番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番から3番は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町久俊2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は169m²の第2種農地です。転用目的は、庭敷及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、隣接地〇〇〇〇番〇の庭敷及び駐車場1区画として整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、庭敷及び駐車場として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、蒲刈町大浦字東谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は54m²の第2種農

地です。転用の目的は、資材置場用地として利用するため、所有権を移転するものです。譲受人は、市内で自営業を営んでおり、蒲刈にも事務所用の住宅を保有しています。申請地はその住宅に隣接しており、塗装業をするうえで非常に便利なため、塗装缶等の塗装資材 15㎡、シート、バケツ等の塗装道具 10㎡及び進入路を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、譲受人の住宅に隣接しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第45号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、宮花町〇〇〇番ほか4筆、地目は畑、面積は679.30㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和21年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、近くに行かれないほどの山林となっており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広長浜1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は257㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、昭和48年頃、耕作を放棄したため、かい廃したと

して、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地は、竹や木が茂って、現地確認も困難な状況です。ご審議のほど
よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第46号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明を
お願いします。

事 務 局：資料1「非農地通知の決定について」をご覧ください。安浦地区の農地、30筆、合計
面積11,892㎡、約1.2ヘクタールについて、農地パトロールを実施し、非農地と
判断したものです。本総会で承認されましたら、所有者及び関係機関である広島県就農支
援課、広島法務局呉支局、呉市資産税課、呉市農林水産課へこの旨を通知する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者等に通知するとしてご
異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、所有者等に通知することとします。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：つぎに、議案第47号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議
題といたします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について、御説明いたします。はじめに、この計画
の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する
法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としておりま
す。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととして
おります。計画変更につきましては、法律の施行規則に基づき、農業委員会の御意見をお

聴きするものとなっておりますので、よろしくお願いたします。それでは、計画変更についてご説明いたします。お手元に配布しております、「資料2 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「2 変更理由」にございますように、呉農業振興地域整備計画について、「農用区域内の農地を他の用途に供するため」、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容についてご説明させていただきます。（1）「農用地利用計画について」ご説明いたします。変更理由書の「①農用区域内の土地を農用区域から除外するための農用地利用計画の変更について」におきまして、別紙1に示しております7件については、所有者より農用区域の除外申出がされております。農用地利用計画において、農用区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用区域から除外することが認められております。また、変更理由書の「③農用区域内の土地の農業上の用途区分の変更について」におきまして、別紙3に示しております1件については、農用区域内の用途区分の変更となっております。具体的に、位置、面積、変更後の土地利用形態について、説明させていただきますので、4ページからの除外及び用途区分の変更の位置図と併せてご覧ください。1件目でございますが、対図番号①倉橋町字菖蒲迫〇〇〇〇番、面積2,590㎡で山林化しているとの申出でございます。2件目でございますが、対図番号②郷原町字ワラヒノ山甲〇〇〇〇番〇〇ほか2筆、合計面積627㎡で山林化しているとの申出でございます。3件目でございますが、対図番号③安浦町大字赤向坂字白稲〇〇〇〇番ほか2筆、合計面積1,710㎡で太陽光発電用地として使用するものがございます。4件目でございますが、対図番号④安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番ほか3筆、合計面積1,755㎡で太陽光発電用地として使用するものがございます。5件目でございますが、対図番号⑥安浦町大字原畑字向垣内〇〇〇番、面積270㎡で太陽光発電用地として使用するものがございます。6件目でございますが、対図番号⑦安浦町大字原畑字向垣内〇〇〇番、面積826㎡で太陽光発電用地として使用するものがございます。7件目でございますが、対図番号⑧郷原町字松原〇〇〇〇番、面積866㎡で太陽光発電用地として使用するものがございます。以上の7件につきまして、現地調査を行いました結果、「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので、農用区域から除外し、農用地利用計画を変更するものがございます。次に、対図番号⑤郷原町字中畑〇〇〇〇番〇ほか2筆、面積619㎡で農業用倉庫及び進入路として使用するもので、農用区域内の用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものです。以上1件につきましても、現地調査を行い、農用区域内の用途区分を変更することが妥当と認められますので、農用区域内

の用途区分を変更し、農用地利用計画を変更するものでございます。この他の計画につきましては、今回は変更ございません。簡単ではございますが、以上で「農業振興地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は農林水産課の説明のとおり承認することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の7ページから9ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、7ページの農地法第4条の規定による届出が2件、8ページから9ページの農地法第5条の規定による届出が4件、計6件ございましたので、ご報告いたします。

資料3「農地台帳に関する調査」については、今年度も10アール以上の農地を所有・耕作されている世帯（近隣の市町に在住の方を含む。3年に1回実施）を対象に、農地の所有状況、耕作状況について9月に調査を行います。調査票は、今週中に5,959件分発送する予定です。提出期限は9月23日、木曜日としていますが、それ以降も随時受け付けます。この調査の周知のため、8月発行の市政だより9月号に調査実施の記事を掲載しています。なお、昨年までに実施した農地パトロールの結果、原野、山林となり耕作不能な状態となっている農地については、農地台帳から閉鎖し、申請者に非農地通知を送付しております。農業委員の皆様にも、「①畑や田が記載されていないとの指摘」や、「②非農地通知されたものはどうしたらよいか。」等の相談やお問い合わせ等があることが予想されますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

事 務 局 長：補足させていただきます。農地台帳に関する調査の2ページ目に、農地の筆ごとの状況を記載してもらうようになっていますが、右端の今後の意向の「貸したい・売りたい・作業委託したい」にマルを付けてもらえれば、その農地が荒廃した山でなければ、昨年度の

農地の出し手リストに、今年度の農地を追加して、リストを拡充していきたいと思
います。農家の方から、農地を売りたいなどの相談がありましたら、今後の意向にマルを付け
て返送してもらうよう伝えてください。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第10回総会は、9月30日 水曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和2年第9回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)